

答 申 書  
( 答 申 第 253 号 )  
平成 29 年 11 月 17 日

---

1 審査会の結論

急傾斜地崩壊危険箇所設定における傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点、遷緩点）の定義を明示した文書及び〇〇〇急傾斜地警戒区域指定・基礎調査等における検討した傾斜変換点（遷急点、遷緩点）の座標について不存在としたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨  
省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「急傾斜地崩壊危険箇所設定における傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の定義及び設定要領を明示した文書、並びに〇〇〇の急傾斜地（〇-〇-〇）警戒区域指定・基礎調査等における検討した傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標・資料」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求の中で「急傾斜地崩壊危険箇所設定における傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の定義及び設定要領を明示した文書」のうち「設定要領」については国が策定した「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」を対象公文書として特定し、「〇〇〇の急傾斜地（〇-〇-〇）警戒区域指定・基礎調査等における検討した傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標・資料」のうち「資料」については空知総合振興局札幌建設管理部が発注した業務の報告書を対象公文書と特定して、平成 29 年 2 月 7 日付け空札建行第 1510 号で公文書開示決定処分を行うとともに、「定義」及び「座標」については存在しないとして平成 29 年 2 月 7 日付け空札建行第 1509 号で公文書不存在通知処分（以下「本件不存在処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は本件不存在処分について、「定義」及び「座標」が明確でなければ、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の正確な設定が不可能であり、当然存在するものとして、再度の文書検索・開示を求めていることから、本件不存在処分の妥当性について判断する。

(3) 本件不存在処分の妥当性について

ア 実施機関は、「急傾斜地崩壊危険箇所」の設定に必要な手順等が示された「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」には「傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点・遷緩点）」の定義は記載されておらず、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）」に基づく「土砂災害警戒区域」等の指定にあたって使用している「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」では、「傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標」を設定して区域の指定をしておらず、請求人の主張は独自の見解であり、理由がないと主張する。

イ 請求人は、危険区域、警戒区域の設定については、全国が同じ内容で行っているもので、その実施要領は国からの通達等により定められているものであるもので、請求した各点等の「定義」及び「座標」が明確でなければ、危険区域、警戒区域の正確な指定が不可能であり、当然存在するとしている。

また、実施機関が使用している「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」は再点検の実施要領であることから、根拠となる対象文書を誤っていること、「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」は業務の基準となるような法的根拠はなく、その根本は「一般財団法人 砂防フロンティア整備推進機構」作成の「土砂災害防止法に使用する数値地図作成ガイドライン（案）」及び「土砂災害防止に関する基礎調査の手引

き」であり、これらには法的根拠がなく、私的資料に過ぎないと主張する。

ウ 当審査会として、今回の事案に係る法律、区域指定及び箇所設定に使用している文書等について整理すると、「急傾斜地崩壊危険区域」は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき指定される土砂災害を引き起こす危険区域のことであり、擁壁など土砂災害防止設備の設置などが行政で進められる。

「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」は「土砂災害防止法」に基づき指定されるもので、道が策定した「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」に基づき、道で調査を実施し、指定するものであり、引き起こされた土砂災害に巻き込まれる可能性が高い区域を指定するものである。

次に、「急傾斜地崩壊危険箇所」は、がけ崩れ災害防止に係る国からの点検指示により、国が定める「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」に基づき調査するもので、法に基づくものではなく、傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、人家に被害を及ぼすおそれのある箇所のことである。

これを踏まえて、道が「急傾斜地崩壊危険箇所」を設定するうえで、「急傾斜地崩壊危険箇所における傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の定義を明示した文書」が存在するかどうかであるが、「急傾斜地崩壊危険箇所等点検要領」には、自然傾斜変換点や遷急線という用語の記載はあるものの、定義の記載はなく、傾斜区分図・横断測線・補助測線・傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の文言の記載もないことが確認された。

また、実施機関に定義を明示した公文書の有無を確認したところ、これらの文言の定義は専門書にはあるものの、道が保有する公文書には存在しないことが確認された。

次に、「〇〇〇の急傾斜地（〇-〇-〇）警戒区域指定・基礎調査等における検討した傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標」についてであるが、土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査は、「土砂災害防止法基礎調査マニュアル（案）」に基づいて行っており、その指定については、空中写真から作成した数値地図により図上調査を行い、がけ地の形状を把握し、その後、相違ないことを現地で確認したうえで区域を定めることとしている。

したがって、傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標を設定しなくても、適正な区域の設定が可能であることから、傾斜変換点（遷急点・遷緩点）の座標は設定していないということであり、「傾斜変換点の座標が明確で無ければ土砂災害警戒区域の正確な設定が不可能」という請求人の主張は独自の見解によるものであり、認められない。

これらのことから、本件不存在処分について、実施機関の事務処理の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められず、また、本件不存在処分を行った「定義に関する文書」、「傾斜変換点の座標に関する文書」が現存することを窺わせるに足りる資料や発言は見当たらなかった。

したがって、実施機関が本件開示請求に係る一部の文書について不存在としたことは妥当であると判断する。

#### (4) 請求人のその他の主張について

請求人のその他の主張は、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成29年6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 諮問書の受理（諮問番号558）</li> <li>○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し）の提出</li> </ul>
平成29年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本件諮問事案の審議を第二部会に付託</li> </ul>
平成29年8月2日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審査請求人の意見陳述</li> <li>○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取</li> <li>○ 審議</li> </ul>
平成29年9月11日 （第二部会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案骨子審議</li> </ul>
平成29年11月1日 （第92回審査会）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申案審議</li> </ul>
平成29年11月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 答申</li> </ul>